

いじめ問題に関する啓発資料

子どもの笑顔のために

～いじめとはどんなもの？～

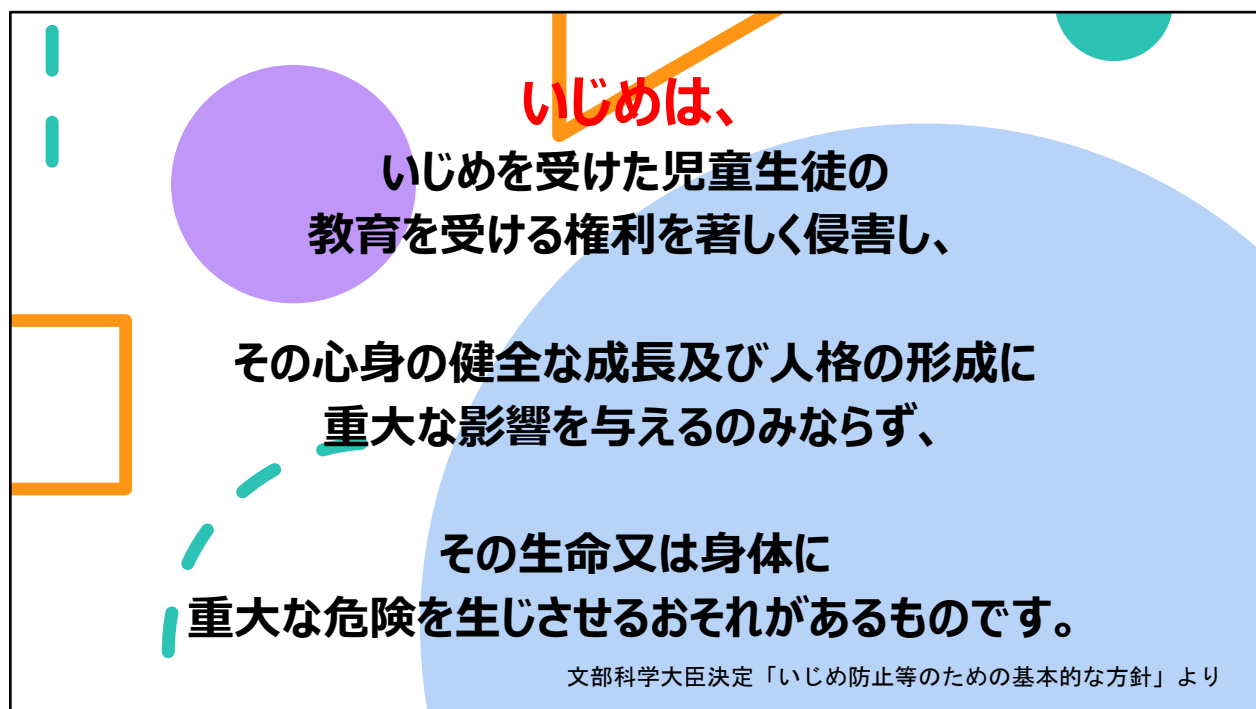
広島市いじめ問題対策連絡協議会

○保護者の皆様。

○皆さんは、いじめを受けたことがありますか。逆にいじめをしてしまったことはありますか。

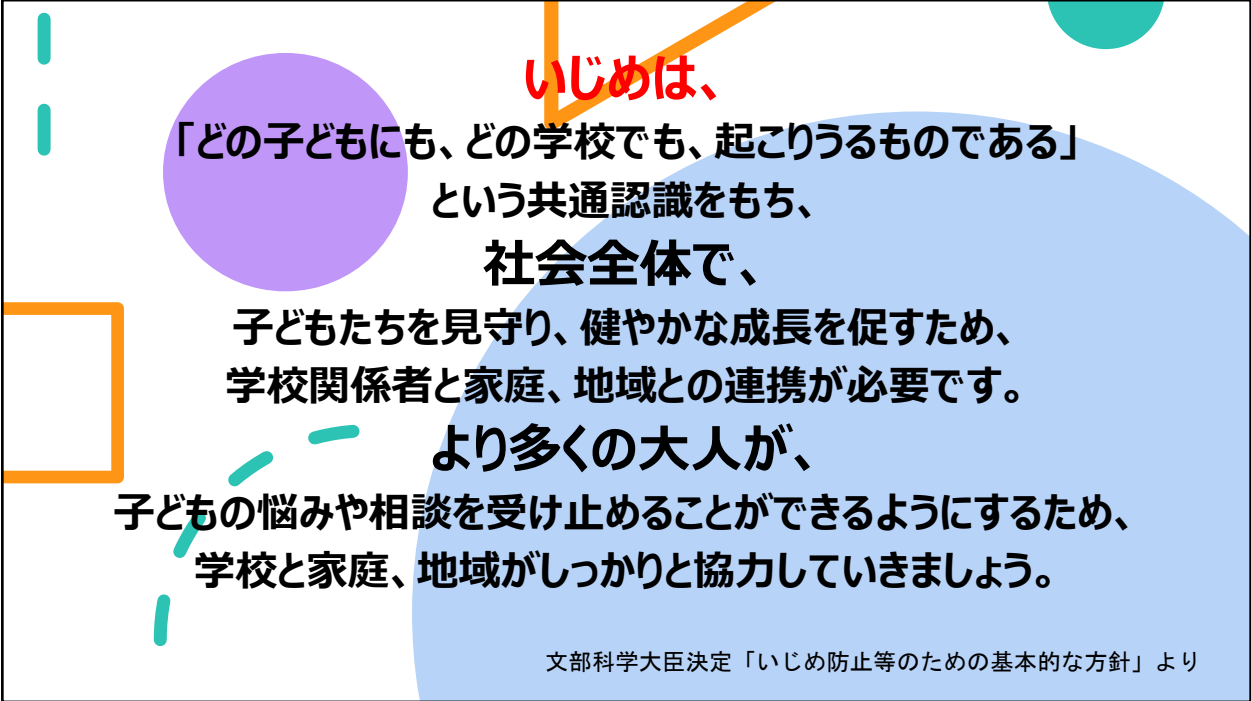
○子どもたちをいじめから守り、子どもが笑顔で毎日を過ごせるようにするためには、子どもの周りの大人の協力が不可欠です。

○保護者の皆様にも、いじめ防止対策推進法を正しく理解していただき、一緒に子どもの笑顔を守りたいと思っています。



○シートを読む

○つまり、いじめを軽く見るのではなく、どんないじめも見逃さず、早い段階でいじめを受けた児童生徒を守るようにしましょうということです。



いじめは、
「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」
という共通認識をもち、
社会全体で、
子どもたちを見守り、健やかな成長を促すため、
学校関係者と家庭、地域との連携が必要です。
より多くの大人が、
子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、
学校と家庭、地域がしっかりと協力していきましょう。

文部科学大臣決定「いじめ防止等のための基本的な方針」より

○シートを読む

○そのために、いじめを正しく理解し、社会全体で共通認識をもつことが重要です。

○このように、子どもの悩みや相談をより多くの大人が受け止めることができるように、広島市では関係機関が集まっていじめ問題について話し合う協議会があります。

広島市いじめ問題対策連絡協議会とは

構成組織

「広島市教育委員会」 「広島市立小・中・高等学校長会」
「広島市児童相談所」 「広島法務局」
「広島県警察」 「広島県臨床心理士会」
「広島弁護士会」 「広島市PTA協議会」
「広島市医師会」 「広島県社会福祉士会」
「広島人権擁護委員協議会」 計11機関及び団体

活動内容

いじめの未然防止、いじめの
早期発見及び認知したいじめ
への対応について協議

参考

いじめ防止対策推進法第14条第1項



令和4年度版
カード&ポスター

- それは、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」です。
- 計11機関及び団体で、年数回集まり、いじめを未然に防止したり、いじめを早期に発見、対応したりすることについて協議しています。
- 私たちの活動の1つとして、子どもたちがいじめ等の悩みを相談できる電話番号やLINE等を紹介したカードを配布しています。
- 今日は、「いじめ防止対策推進法」をもとに、いじめについて一緒に考えていけたらと思います。よろしくお願いいたします。



トピック

- 1 いじめとは？
- 2 いじめの構造
- 3 子どもを守るために
- 4 ネット上のいじめ
- 5 いじめのサイン

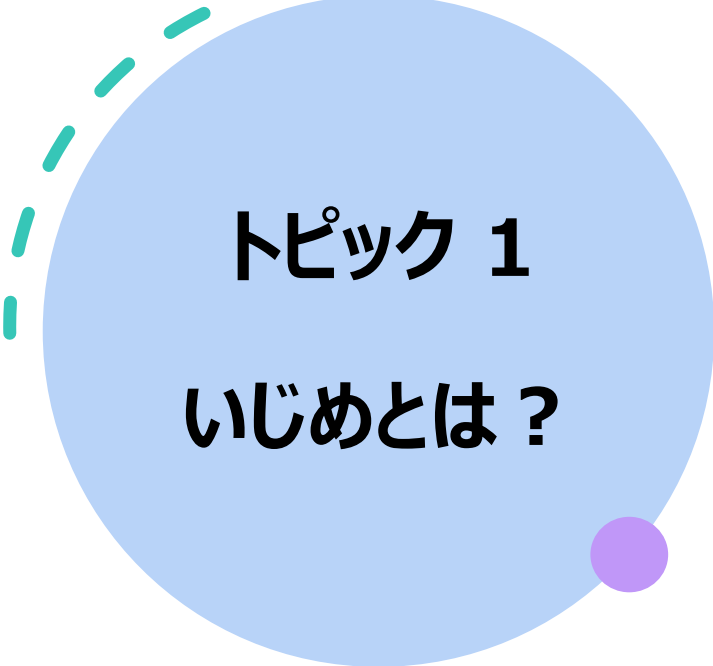
○お話しさせていただく、トピックです。

○まずは、いじめは社会問題の1つとして、ニュースや新聞で報道されているのをよく目にします。そもそも、いじめとは、法律でどのように定義されているのでしょうか。「1 いじめとは？」と「2 いじめの構造」というトピックで改めていじめについて説明します。

○次に、いじめ防止対策推進法で、子どもを取り巻く大人たちがすべきことが書かれています。そこで、「3 子どもを守るために」「4 ネット上のいじめ」について、いろいろな立場の大人の役割について説明します。

○最後に、子どもをいじめから守るために、いじめのサインをキャッチし適切に対応することが求められています。

○しかし、子どもが発するサインは本当に小さなものもあります。そこで、「5 いじめのサイン」とは、どんなものがあるか、説明したいと思います。



トピック 1

いじめとは？

- まずは、「いじめとは？」です。
- 平成 25 年にいじめ防止対策推進法が施行され、法律の中で「いじめ」が定義されました。

いじめ防止対策推進法 第2条 より

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」



行為の対象となった児童生徒が
心身の苦痛を感じているもの

○法律の言葉になっているので、少し難しいですが、要するに「（シートを読む）」は、いじめだということです。

○以前は、「いじめ」を説明する際に、「弱い者いじめ」と表現されていたように、「弱い者に対して」や「継続的に」「一方的に」「攻撃」などの言葉が使われていました。

○このように、これまで「いじめ」は、その行為がどのくらい悪質かで判断されていました。

○しかし、本来学校教育においては、悪質な行為を見つけて指導することよりも、悩んだ子どもをできるだけ早く見つけてその子どもを適切に支援することが大切で、最優先で行わなければなりません。

○こうしたことから、「いじめ」は、皆さんが子どものころとは変わってきていて、いじめを受けている子どもを守るため、子どもが何に悩んでいるのか、その悩みが小さな時から、大人が適切に悩みに気付いて支援できるように定義されています。そのため、いじめは広くとらえられるようになりました。

無視をされる。



叩かれたり、
蹴られたりする。

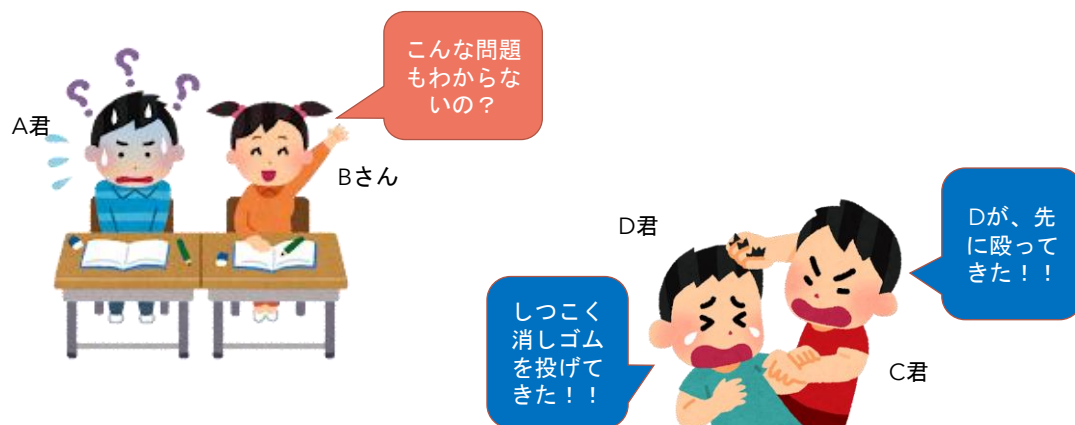


行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

○例えば、このように、「無視をされる。」「叩かれたり、蹴られたりする。」というのは、その訴えがあったり、その様子を教員が見たりすれば、いじめだと認知し、対応をしています。

○まさに、これらの行為は、「行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」なので、いじめだと捉えて対応します。

行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの



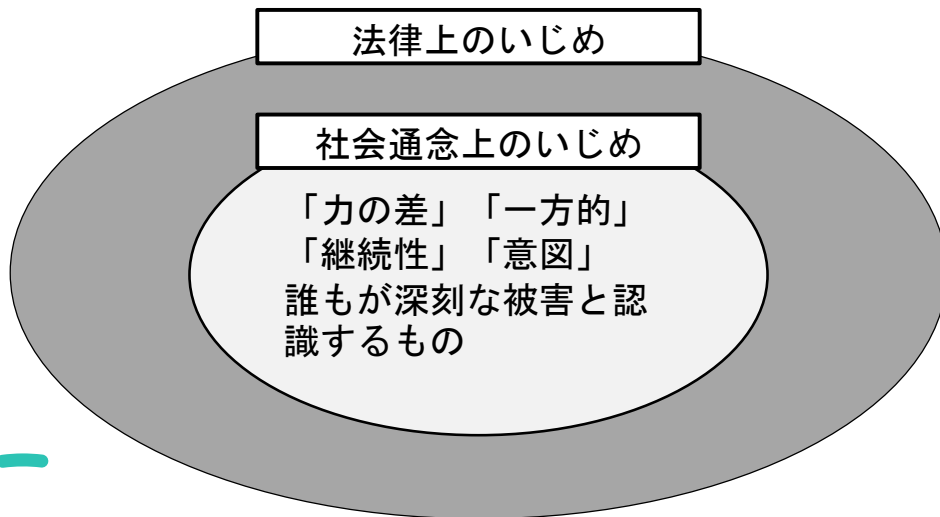
○加えて、現在、学校では、例えば、こんなものもいじめではないかと積極的に認知しています。

○「授業中に先生に指名されたが答えられないA君にBさんが『こんな問題も分からないの』と言いました。A君は、ショックを受けて下を向いてしまいました。」Bさんは何気なく言ったことかもしれませんが、A君はショックを受けています。これも、いじめとして認知します。

○さらに、けんかの場合です。「C君は、D君に消しゴムをちぎって投げ、D君は何度も止めてと言いましたがC君は繰り返し消しゴムをぶつけてきました。ついにD君は頭にきてC君を叩きました。するとC君は「叩いたな」といってD君とケンカになりました。その後、担任が事情を聞くと、C君は、「D君が最初に殴ってきて、嫌だった。」と話し、D君は、「C君がしつこく消しゴムを投げてきて嫌だった」と話した。両方が、叩き合ったケンカですが、お互いに心身の苦痛を感じており、双方のいじめとして認知します。

○そのほかにも、善意から行った行為、例えば、励ましのつもりで言った「もっと頑張れよ!」の声かけであっても、受け取る側の児童生徒のとらえ方によっては、いじめの可能性を疑い対応します。このように、相手を傷つける意図はない行為であっても、いじめと認知する場合もあります。

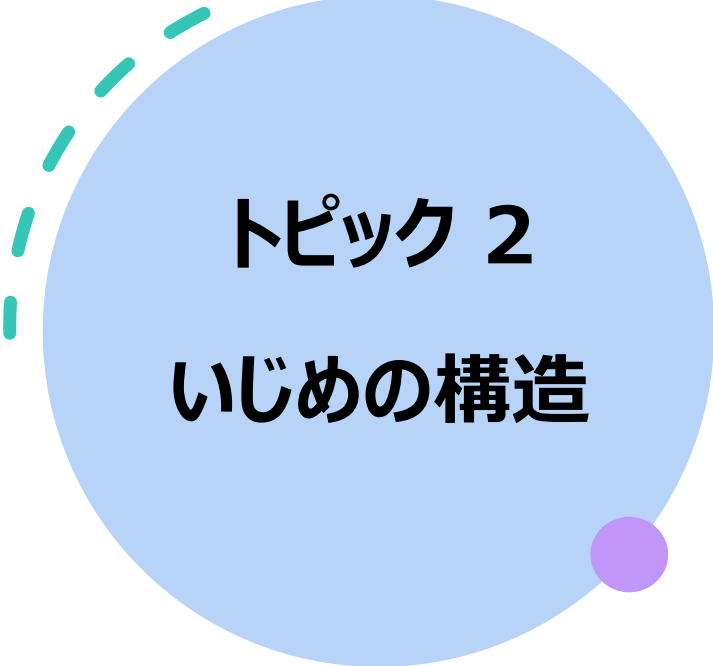
これっていじめ？



○したがって、社会通念上、「力の差」だったり、「一方的」だったり、「継続性」「意図」など、誰もが深刻な被害と認識するような行為、攻撃を「いじめ」ととらえてしまいがちですが、現在の学校では、行為を受けた子どもがどのように受け止めたかでいじめをとらえるので、広くいじめを認知した上で、いじめの取組を行っています。

○もちろん、犯罪行為に当たるようないじめの行為など、毅然と対応しなければならないものもありますが、学校の取組においては、いじめを行った行為に対して、「いじめだ！！」と言って、その行為を行った児童生徒を厳しく指導することが取組の目的ではなく、いじめを受けた子どもが深刻な状態にならないようにすることを目的としています。

○どのような行為であっても、それを受け止めるのは子どもです。どのように受け止めるかはその人にしかわかりません。だからこそ、全ての大人が、広くいじめだと認知することで、いじめが、いじめられている子どもにとって、重大なことになってしまうまえに、いじめを受けた子どもを守り、不安を取り除くようにすることが重要なのです。

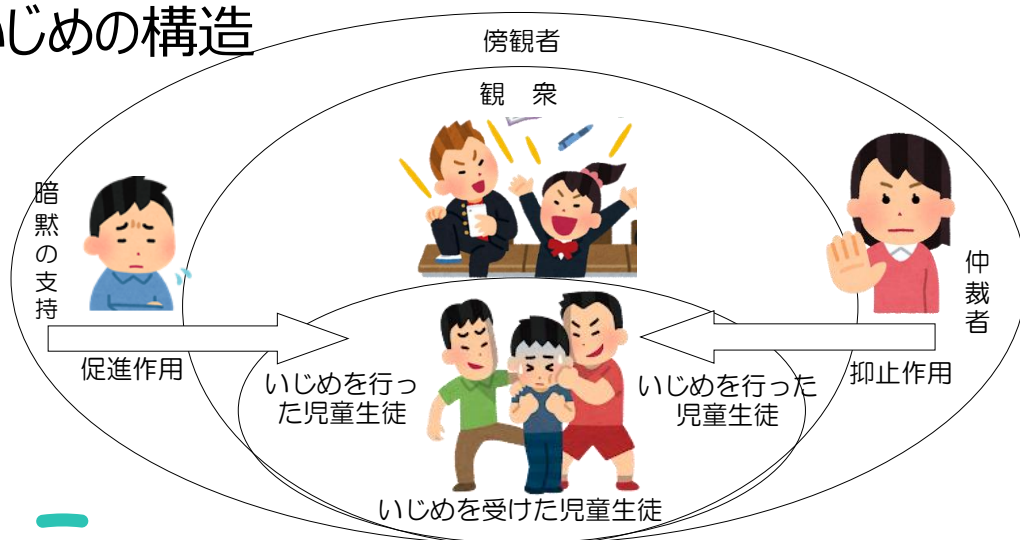


トピック 2

いじめの構造

○次に「いじめの構造」です。いじめは、「いじめる」「いじめられる」の2つの視点で考えがちですが、学校では次のように考えます。

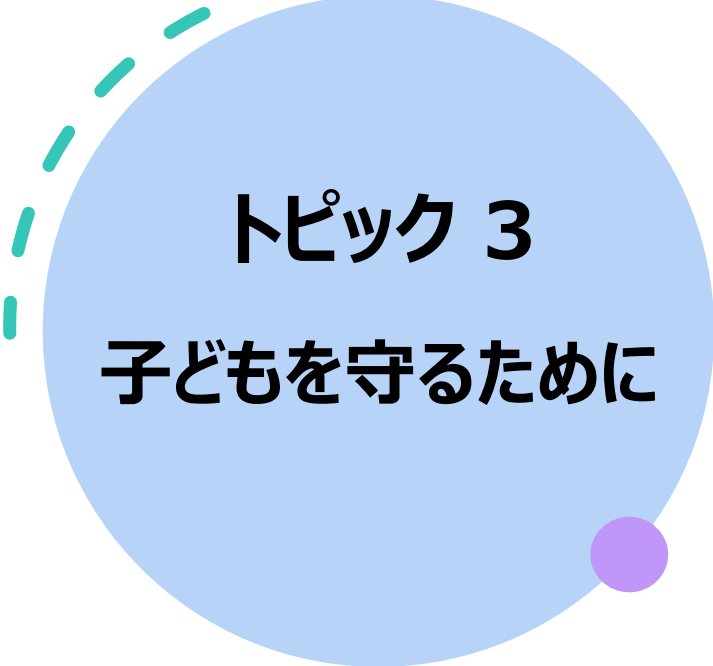
いじめの構造



○クラスでいじめが起こったときに、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒だけでなく、「観衆」と呼ばれる、いじめの加害行為やいじめを行っている児童生徒をはやし立てる者がいます。そして、その周辺にいる人を傍観者と言いますが、傍観者の中に、いじめを知っていながら何もしない「暗黙の支持」と、いじめを止めようとする「仲裁者」に分けられ、合計 5 つの立場が存在します。

○したがって学校は、いじめを認知した場合、いじめを行った児童生徒だけでなく、それをはやし立てる「観衆」、知っていながら何もしない「暗黙の支持」も、いじめに加担する行為として、指導を行うようにしています。

○そして、仲裁者が増えるように、指導していかなければなりません。



トピック 3

子どもを守るために

○では具体的に、いじめから子どもを守るために、何ができるのか、何をしなければいけないか。

○いじめ防止対策推進法から、子どもに関わっている大人、特に学校と保護者の役割について説明します。

学校は

未然防止の取組

- ・ 支持的風土の醸成された学級づくり
- ・ 児童会、生徒会 など

早期発見の取組

- ・ 教育相談
- ・ アンケート など

適切かつ迅速に対応

- ・ 学校いじめ防止委員会
- ・ 学校いじめ防止基本方針 など

いじめ防止対策推進法第8条 より
(学校及び学校の教職員の責務)

○まずは、学校の役割、責務です。

○学校では、そもそもいじめを生まない集団づくりの取組などの「未然防止の取組」、また、教育相談などで子どもたちの悩みを素早くキャッチする「早期発見の取組」、さらに、いじめをキャッチしたときの、「適切かつ迅速に対応」する取組、の3つの取組を行います。

○そして「適切かつ迅速に対応」するために、いじめ防止対策推進法では2つ定められています。

○1つは、「学校いじめ防止委員会」の設置です。いじめに対応するのは、先生個人ではなく、組織で子ども一人一人を守るようにしています。学校には、担任、管理職などの教職員以外にも、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、専門的な知識を持つ職員もいます。こうした職員とも連携し学校全体で子どもを守ります。

○そして、2つめは、「学校いじめ防止基本方針」を定めることです。学校は、この学校いじめ防止基本方針に従って、いじめに対する取組を行います。

○詳しくは、学校のホームページなどで確認してみてください。

○このように、学校では大きく3つ、「未然防止」「早期発見」「適切な対応」を行います。

○しかし、学校だけで全てのいじめを解消することは難しいのも事実です。

○そこで、このいじめ防止対策推進法第8条の中で、
(クリック)

学校は

保護者、地域住民、 児童相談所その他の関係者 との連携を図りつつ・・・

いじめ防止対策推進法第8条 より
(学校及び学校の教職員の責務)

○学校は、「保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者と連携を図りましょう」と書いています。

○保護者との連携は、いじめの未然防止や早期発見という意味でも欠かすことができないことはもちろんですが、子どもがSOSを発信する場所は学校とは限らないので、SOSをキャッチするという観点からも、保護者や地域住民との連携はとても大切です。

○また、いじめを行った児童生徒への指導について、学校は、いじめの行為に対して毅然とした態度で対応を行いますが、その立ち直りに向けたサポートや保護者への助言など、学校だけでは対応が難しい場合があります。そのようなときは、児童福祉の専門機関である児童相談所等と密接に協力することが大切になります。

○さらには、事実認定や、いじめを行った児童への指導という観点から、積極的に警察と連携するようにし、場合によっては、司法関係の機関とも連携する場合があります。

○このように、学校は、学校だけでいじめの被害から子どもたちを守るのではなく、我々、関係機関と連携することで、より効果的に対応できるようにしています。

保護者は

いじめをしないように指導してください。

いじめから守ってください。

国、教育委員会、学校が行ういじめの防止等の取組に協力してください。

いじめ防止対策推進法第9条 より
(保護者の責務等)

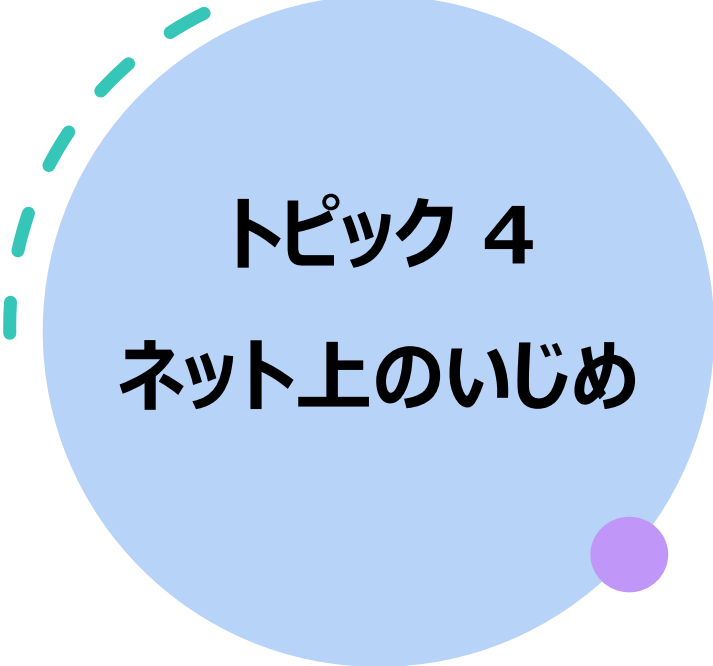
○そして、いじめ防止対策推進法には、保護者の責務についても、書かれています。これも大きく分けて3つの役割があります。

○まずは、お子様がいじめを行わないようにご家庭での指導をお願いします。皆さんも、お子様に対して日頃から、「友達が嫌な気持ちにならないように考えて行動するんだよ」などと声をかけていることと思います。こうした声掛けが、いじめ防止につながると考えています。

○次に、お子様がいじめを受けているなと思ったら、いじめから守ってください。いじめの行為に対して一人一人の子どもがどのように受け取るかは人それぞれです。子どもに寄り添って、しっかりと言い分を聴いて子どもを守ってください。

○そして、国、教育委員会、学校が行ういじめの取組に協力をお願いします。

○ご家庭でのお子様の様子と、学校での様子をお互いに情報共有することがいじめの防止につながると考えています。



トピック 4

ネット上のいじめ

○このように、学校は、いじめの対応について、法律に従って取組を行っています。

○この法律の中で、ネット上のいじめについての条文があります。

○「いじめ」は、インターネットを通じて行われるものでも、学校はいじめを積極的に認知し、解決に向けて取組を行います。

○しかし、ネットへの書き込み等は学校生活の場面で行われているわけではないので、いじめの証拠となる投稿が削除されたり、発信者の特定ができなかったりと、この対応については、保護者の協力が欠かせません。

○こうしたことから、法律でも学校の役割と、保護者の役割について決められています。

学校は、
児童生徒やその保
護者に、必要な啓
発活動を行います。

児童生徒又はその保護者は、
情報の削除を求めたり、発信者情報の開
示を請求したりするときは、必要に応じ、
法務局等の関係機関の協力を求めること
ができる。

いじめ防止対策推進法第19条 より
(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

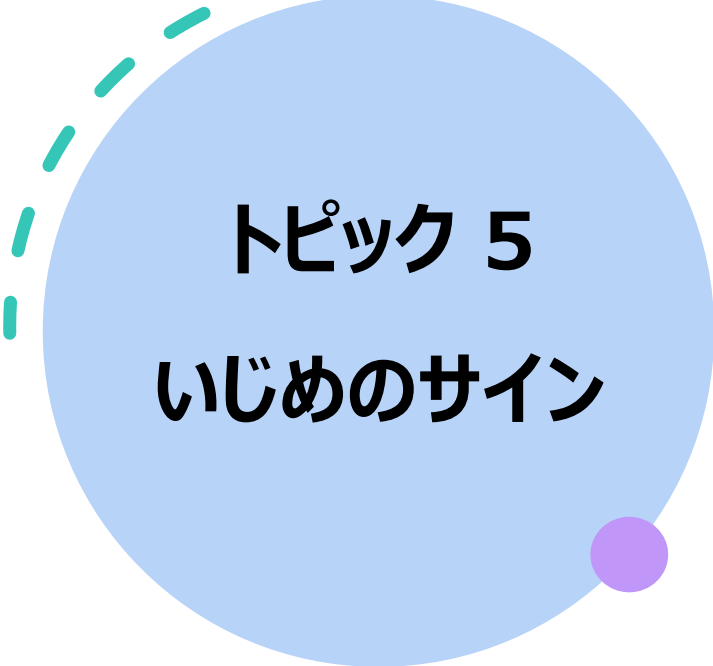
○インターネットを通じて行われるいじめについても、学校に相談があった場合、積極的にいじめだと認知し、取組を行います。

○学校は、いじめの加害行為が止むように、いじめを行っている児童生徒を指導したり、いじめを受けた児童生徒を支援したりしています。

○しかし、インターネット上に掲載されている悪口を完全になくすことは難しい場合があります。また、加害行為としての書き込みを行っている人を特定することが難しい場合もあります。

○そのような時でも、インターネット上でいじめを受けた児童生徒又はその保護者であれば、インターネット上に書き込んだ悪口等の削除や、書き込みを行った人の情報の開示を求めて、法務局や警察などの関係機関に協力を求めることができます。

○拡散等の危険を防ぎ、インターネットによるいじめに悩んでいる子どもたちを守るためにも、早急な相談と、関係機関への協力要請が必要です。



トピック 5

いじめのサイン

- 最後に、いじめのサインについてです。
- 最初にも言いましたが、いじめは身体や生命に重大な危険を生じさせるものとして、子どもに関わる全ての大人が子どもが発する小さなサインを見落とすことなく、大きな影響を及ぼす前に適切な支援を始める必要があると考えています。
- そこで、保護者の方にも協力をしていただきたく思い、自宅において見つけることのできる小さなサインの具体をお伝えしたいと思います。

「いじめ」を受けていませんか？

- ☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- ☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。
- ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- ☐ 学校や友達の話題がへった。
- ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- ☐ 服が汚れていたり、やぶれていたりする。

（文部科学省「いじめのサイン発見シート」より）

○まずは、いじめを受けているかもしれないという視点での子どもが発するサインです。

（シートを読む）

○などがあります。

「いじめ」をしていますか？

- ☐ 言葉づかいが荒くなる。
- ☐ 言うことをきかない。人のことをばかにする。
- ☐ 貰ったおぼえのない物を持っている。
- ☐ 与えたお金以上のものを持っている。
- ☐ おこづかいでは買えないものを持っている。

（文部科学省「いじめのサイン発見シート」より）

○次に、わが子がいじめをしているかもしれないという視点でのサインです。

（シートを読む）

○などです。

「あれ？」もしかしてと思ったら・・・

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。
気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- 様子がおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめられている人が悪いわけではないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
「無視しなさい」「大したことではない」「あなたも悪いところがある」
「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

(文部科学省「いじめのサイン発見シート」より)

○そして、「あれ？もしかしてと思ったら・・・」
(シートを読む)

○そして、お子様がいじめについて話をしたら、まずは、「よく言ってくれたね。勇気を出してくれたね。」とお子様を認めて、嫌なことがあったらどこでもだれにでも相談できるんだという安心感を与えることが重要だと考えます。

「あれ？」もしかしてと思ったら・・・

I いじめの相談をすることができます。

「いじめ110番（広島市教育委員会）」

・・・082-242-2110

「ヤングテレホン広島（広島県警察）」

・・・082-228-3993

「こどもの人権110番（広島法務局）」

・・・0120-007-110

「こどもでんわそうだん（広島弁護士会）」

・・・090-5262-0874

II 子ども・家庭に合わせた支援をします。

・児童相談所・医師・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

○そして、「あれ？もしかして」と思ったら、まずは学校に相談してください。

○ご家庭で聞いた内容を、できるだけ具体的に学校と情報を共有し、学校がキャッチしていることと合わせて、お子様が安心できる環境を整えていきましょう。

○また、その他にも、教育委員会や警察など、子どもやその保護者が抱える様々な悩みに対して相談できる機関があります。

○子どもを守るのは、保護者だけでなく、学校だけでもありません。私たち大人がみんなで、社会全体で守るものです。

○心配なことがあったら、ささいなことでも結構です。まずは相談してください。

○そして、皆さんの大切なお子さんの笑顔を守るために、私たち大人が協力し合って対応していきましょう。